

平成十七年法務省令第八十四号

司法試験法施行規則

司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第三
三条第二項第四号及び第三項並びに第十七条の規
定に基づき、司法試験法施行規則を次のように定
める。

(法務省令で定める試験科目)

第一条 司法試験法(以下「法」という。)第三
条第二項第四号に規定する法務省令で定める科
目は、次に掲げる科目(第三条第三号において
「選択科目」という。)とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法(公法系)
- 八 国際関係法(私法系)

2 法第五号第三項第二号に規定する法務省令で
定める科目は、前項各号に掲げる科目とする。
(試験科目の範囲)

第二条 法第三條第三項の規定に基づき法務省令
により定める範囲は、論文式による筆記試験の
民事系科目について、商法(明治三十二年法律
第四十八号)第三編海商に関する部分を除いた
部分とする。

2 法第五号第五項の規定に基づき法務省令によ
り定める範囲は、短答式による筆記試験の商法
及び論文式による筆記試験の商法について、商
法第三編海商に関する部分を除いた部分とす
る。

(法務省令で定める科目の単位)
第三条 法第四條第二項第一号イに規定する法務
省令で定める科目の単位(第四條第二項第二号
において「所定科目単位」という。)は、次に
掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める
単位数とする。

一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商
法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関す
る分野の科目をいう。以下この条において同
じ。)の基礎科目(法科大学院の教育と司法
試験等との連携等に関する法律(平成十四年
法律第九十九号。以下この条において「連
携法」という。)) 第四條第一号に規定する専
門的学識を涵養するための教育を行う科目を
いう。) 三十単位以上

二 法律基本科目の応用科目(連携法第四條第
二号に規定する応用能力を涵養するための教
育を行う科目をいう。) 十八単位以上
三 選択科目 四単位以上
(法科大学院を設置する大学の学長の認定)
第四条 法第四條第二項第一号の規定による認定
は、司法試験委員会が定める期日(第五條第二
項において「学長認定期日」という。)までに、
司法試験委員会が定める様式により行うものと
する。

2 前項の認定は、次の各号に掲げる基準のい
ずれにも該当すると認められる者について行うも
のとする。

- 一 法科大学院の課程に在学していること。
- 二 司法試験が行われる日の属する年の三月三
十一日までに前号の法科大学院において所定
科目単位を修得していること。
- 三 前号の司法試験が行われる日の属する年の
四月一日から一年以内第一号の法科大学院
における修了の要件を満たさないことが明ら
かでないこと。

3 法科大学院を設置する大学の学長は、第一項
の認定を受けた者が当該認定をした日後前項第
二号の司法試験が終了する日までの間に前項各
号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき
は、遅滞なく、その認定を取り消すものとする。
(出願手続)

第五条 司法試験を受けようとする者は、司法
試験委員会が定めるところにより、受験願書にそ
の者の写真を添付し、司法試験委員会が定める
出願期間内に、司法試験委員会に提出しなけれ
ばならない。この場合において、司法試験委員
会が定める者にあつては、司法試験委員会が定
める期日までに、受験資格を有することを証す
る書面を司法試験委員会に提出しなければなら
ない。

2 法第四條第二項の規定により司法試験を受け
ようとする者が前項の規定により受験願書を提
出したときは、学長認定期日までに、法第四條
第二項第一号の規定による認定を受けなければ
ならない。

3 前項の者は、法第四條第二項第一号の規定に
よる認定を受けた後、第四條第三項の規定によ
り当該認定が取り消されたときは、遅滞なく、
その旨を司法試験委員会に報告しなければなら
ない。ただし、司法試験委員会が既にその事実
を知っているときは、この限りでない。

4 司法試験予備試験(以下「予備試験」とい
う。)を受けようとする者は、司法試験委員会
が定めるところにより、受験願書にその者の写
真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間
内に、司法試験委員会に提出しなければならない。
(試験科目の範囲に関する経過措置)

5 第一項の受験願書には、法第三條第二項第四
号の規定により選択する科目を、前項の受験願
書には、法第五條第三項第二号の規定により選
択する科目をそれぞれ記載しなければならない。

6 司法試験委員会は、住民基本台帳法(昭和四
十二年法律第八十一号)第三十條の九の規定に
より受験願書を提出した者に係る同条に規定す
る機構保存本人確認情報(同法第七條第八号の
二に規定する個人番号を除く。)を利用するこ
とができないときは、当該受験願書を提出した
者に住民票の写しを提出させることができる。

7 郵便によつて出願用紙の交付を受けようとし
る者は、司法試験委員会が定めるところによ
り、その送付先を明記した封筒に、法第七條の
規定による公告において指定された額の郵便切
手を貼り付けて、司法試験委員会に提出しな
ければならない。

(受験手数料の納付方法)
第六条 法第十一條第一項に規定する受験手数料
は、前条第一項又は第四項の受験願書に収入印
紙を貼つて納付しなければならない。

(受験者が守るべき事項等)
第七条 司法試験の受験者は、司法試験の実施に
関し、司法試験委員会の指示に従わなければなら
ない。

2 予備試験の受験者は、予備試験の実施に関
し、司法試験委員会の指示に従わなければなら
ない。

3 司法試験又は予備試験の受験者は、いずれか
の科目について、当該科目の試験が開始される
までに指定された試験室に入室せず、又は当該
科目の試験の開始から終了までの間において司
法試験委員会の指示に反して当該試験室から退
室したときは、当該科目の試験及びその余の科
目の試験を受けることができない。

(合格者の公告)
第八条 司法試験委員会の委員長は、司法試験に
合格した者の氏名を官報で公告するものとす
る。

附則抄

(施行期日)
第一条 この規則は、司法試験法及び裁判所法
の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百
八号。以下「改正法」という。)附則第一條第
一号に規定する日から施行する。

(試験科目の範囲に関する経過措置)
第二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施
行の日がこの規則の施行の日後となる場合に
は、同法の施行の日の前日までの間における第
二條の規定の適用については、「第二編第十章
保険及び第三編海商」とあるのは、「第三編第
十章保険及び第四編海商」とする。

附則(平成二十二年三月一九日法務省令
第七号)
この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の
整備に関する法律(平成二十年法律第五十七
号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から
施行する。

附則(平成二十二年一月一日法務省令
第三四号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十三年一月二日法務省
令第三九号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から
施行する。ただし、第二條及び附則第四條の規
定は、平成二十四年二月一日から施行する。

附則(平成二十六年九月二日法務省令
第二六号)
この省令は、司法試験法の一部を改正する法
律(平成二十六年法律第五十二号)の施行の日
(平成二十六年十月一日)から施行する。

附則(平成二十七年一月二日法務省令
第四七号)
この省令は、行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成
二十五年法律第二十八号)の施行の日(平成二
十七年十月五日)から施行する。

附則(令和三年三月三十一日法務省令第
一九号)
この省令は、法科大学院の教育と司法試験等
との連携等に関する法律等の一部を改正する法
律(令和元年法律第四十四号。以下「改正法」
という。)附則第一條第三号に規定する日から

施行する。ただし、第一表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に規定する日から施行する。
